

## 裁判員経験者意見交換会議事録

**司会者：**意見交換会を始めたいと思います。

私が進行役を務めます，大阪地裁の長井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

裁判員裁判が始まって，もう5年たちまして，大阪でも随分たくさんの事件が行われたわけでございます。早いですね。

裁判員経験者の方，5人の方に御参加いただきました。お忙しい中，まことにありがとうございます。皆さんには，もう自由に御意見を言っていていただいて，今後の裁判員裁判の運用に生かして，分かりやすい，充実した裁判を運営していきたいと思っております。

まず，私から，今回，この意見交換会に参加されています，法律関係者のほうの御紹介をいたします。

大阪地裁のほうから，村越裁判官が来られています。

**村越裁判官：**第11刑事部の総括裁判官をしております，村越と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

**司会者：**それでは，大阪地方検察庁から吉田検事。

**吉田検察官：**大阪地検公判部から参りました，検事の吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

**司会者：**大阪弁護士会から，川上弁護士がお見えでございます。

**川上弁護士：**刑事弁護委員会に所属しております，弁護士の川上と申します。よろしくお願ひいたします。

**司会者：**以上の3名の方々には，経験者の皆さんに質問していただいたり，あるいは経験者の皆さんからの質問に答えていただくということを随時していただく予定でございます。

早速，中身に入りたいと思います。今回の意見交換会では話題事項，2つ予定しております。1つは，量刑事情に関する検察官，弁護人からの主張立証の

活動について、経験者の皆さん、どのように受けとめられたでしょうか。もう1つは量刑に関する評議が、裁判官と行った評議がどうでしたでしょうかといったことでございます。さらに加えて、守秘義務についてもお聞きしたいと思っております。

これらの話題事項について意見交換する中で、途中一度休憩を挟みまして、午後5時までということとしております。

きょうお集まりの裁判員経験者の皆さんの御担当になった事件について、若干私のほうから御紹介させていただきます。

こちらにお越しの1番さん、2番さん、3番さんの3人は、強制わいせつ致傷という犯罪ということでありまして、今年の5月に行われた裁判員裁判に御参加いただきました。1人の被害者について、マンションの出入り口前で被告人が押し倒してわいせつな行為をして傷害を負わせた、こういう事件だというふうに伺っております。したことには全く争いがなくて、刑を決めることが論点であると、こういう事件だというふうに伺っております。

それから、こちらにお越しの4番さん、5番さんにつきましては、やはり強制わいせつ致傷と強制わいせつ、強制わいせつ未遂の事件ということを伺っております。何かたまたま似たような感じの事件でございます。マンションのエレベーターで被害者の女性にわいせつな行為をしようとした未遂、それから別のマンションのエレベーター内でわいせつな行為をした、強制わいせつの事件。それから、また別の機会に道路上で女性にわいせつな行為をしようとしてけがをさせた。3つの事件だということと伺っております。

基本的にはこちらのお二人の事件も争いが無い。大筋は争いが無い。ただ、少し細かいところでどんな暴力をしたかというところがちょっとだけ争いなんです。こういう事件です。主な論点は刑をどれだけにするかということです。

さらに突っ込んで申しますと、どちらの事件も執行猶予なのか実刑なのか。これが刑を決める上での最大の論点の事件と伺っております。

今回は同じ事件に関してお三人の方、お二人の方、お越しいただいております。

すので、ちょっと意見交換の中では、お互いに、ああ、あの事件のときどうだったかといったような会話もしていただきながら、思い出していただいて、御意見いただければと思います。

さて、中身に入るに当たって、ごくごく簡単に、お一人ずつちょっと一言ずつ感想等をいただいて、それから中身に入ってはどうかと思っております。

1番さんどうですか。

**裁判員経験者1**：裁判員裁判に選ばれるとは夢にも思ってない、皆さんそうだと思いますけど、選ばれるとは思ってなかった僕が選ばれて、今回貴重な経験といいましょうか、させていただいたと思っております。

**司会者**：2番さん、お願いします。

**裁判員経験者2**：1番さんと一緒に、選ばれてから1日、あっという間に過ぎたという感じだったんですけども、少しずつ経験も踏まえて、考えさせてもらう機会だったかなあというふうに思っております。

**司会者**：3番さん。

**裁判員経験者3**：私も初めての経験なので、自分が下したというか、自分がした、この出した結論が本当に正しかったかなあって、今でもちょっと何か自信がないみたいなどころはあるかもしれません。

**司会者**：ありがとうございました。4番さんいかがでしょう。

**裁判員経験者4**：私はこの裁判員裁判に選ばれたときからちょっと仕事先ともめたことがありましたので、それもあって、最後のその執行猶予か実刑かというところも悩んでおりまして、今でもやっぱり悩んでいます。

**裁判員経験者5**：期間が、日数で見たら結構短く感じるんですけど、実際経験してみると、やっぱりかなり長かったなという印象があります。

**司会者**：ありがとうございます。ちなみに期間は、1番さんから3番さんまでは3日間のスケジュールということ、4番さん、5番さんは4日間のスケジュールということでございます。どちらの事件も午前中に選任手続を行って、午後、もう裁判に入るとい、選任と公判の間をあけないというスケジュールと

なっているということでございます。

それではもう早速内容のほうに入ってまいりましょう。

まあ、まずは法廷に入ったらしょっぱな行うこととしては冒頭手続、起訴状が読み上げられて、被告人がこの事件では基本的には間違いありません、こう答えた。そして検察官と弁護人が冒頭陳述をしたと、こういうところから始まると思います。

お手元に冒頭陳述のペーパーをお配りしておりますので、ちょっとそれを御覧いただいて、あ、こんな冒頭陳述を検察官と弁護人がおっしゃったなあということをおぼえて思い出しながら、まずは冒頭陳述についてちょっとお伺いできればと思っております。

ここは川上弁護士から少し、どういったことをお聞きになりたいかなんてことを教えていただけますでしょうか。

**川上弁護士：**そうですね、皆さんが選ばれて、ああ、どうしようと思っている中始まる手続です。弁護人としては、まず検察官のほうから先になされた冒頭陳述を聞いた後、この事件がどういう事件なのかというイメージを正しく伝えなければいけないという点と、それからこの後続いていく証拠調べですね。これについて、どういう点に意識を向けてもらうかということ意識しながら冒頭陳述を行っています。このあたりが正しく伝わっていたのかという点などを中心に感想を聞かせていただければと思います。

**司会者：**弁護人が伝えたいメッセージが伝わりましたでしょうかと、そういうことでしょいかね。

これから先、1番さんから3番さんのほうは、被告人Aの事件、4番さん、5番さんのほうは被告人Xの事件、こう呼ばせていただきます。これはAとXだということに全然意味はなくて、たまたま担当の部のほうで、被告人の名前、仮名つけてもらったら、たまたまこちらの事件はAということをつけて、こちらはXと、こうつけられたんで、じゃあ、ちょうどいいからそのまま使おうという、それだけのことでございます。

特に、これは執行猶予からまず伺いましょうかね。川上先生。

**川上弁護士：**特にA事件では、もう出だしからどこで罪を償うべきかということ  
をテーマとして打ち出しました。弁護人の主張としては執行猶予を付すべきだ  
というのが最終的な結論になるんですけども、そこに関心を持って、裁判を  
判断して行ってほしいということが最初に打ち出したテーマになりましたが、  
このあたりのイメージといたしますか、伝わり方はいかがだったでしょうか。

**司会者：**A事件の方から、いかがでしょう。どうでしょう、1番さん、どうです  
か。

**裁判員経験者1：**法廷に通されて、1段高いところから法廷全体を見渡したとき  
に、傍聴席の方でいかにも奥さんであろう、いかにもお母さんであろうという  
2人が目に入りまして、もう、ずっと泣いてました。そういうの、僕、最初か  
ら気づいてましたんで、弁護人の陳述は、まあ、ぶっちゃけそう来るだろうな  
とは思いました。

**司会者：**まあ、冒頭陳述の段階で、そうか、この事件は執行猶予かどうかがポイ  
ントなんだと、これはよく伝わった感じだったんでしょうか。

**裁判員経験者1：**はい。

**司会者：**3番さん、いかがですか。

**裁判員経験者3：**私もそのように思いました。多分、そこ、だから情状酌量的な  
ところをついてくるんだろうなあとは思いました。

**司会者：**恐らく、弁護人が冒頭陳述でここを見てくださいと。こういうところか  
あるから執行猶予なんだと。こういう形でおっしゃったのかなという気はする  
んですが、それは冒頭陳述を聞かれて、んー、なるほど、そこが大事なんだな  
とかって思われましたですか。3番さん、どうでしょう。

**裁判員経験者3：**大事なんだなあというよりも、そうしてほしいんだろうなあ  
という感じですかね。最初に1番さん、おっしゃったみたいに、もうそこで、見  
るからに泣いてるのを目の前に・・・。

**司会者：**2番さん、そこはどうでしょう。冒頭陳述の際に、伝わりましたかねと

ということですが。

**裁判員経験者 2**：1番さんの隣に僕は座ってたんで、方向的には僕も目に入るとこだったんで、顔を上げたら絶対に目には入ってたんで、そういうところは考えさせられるところではありました。

**司会者**：弁護人からはあれですかね、冒頭陳述というのは、どこを、こう、結論は執行猶予ということです。そこへ結びつけるポイントとしては、どこをこう思ってたんですか。

**川上弁護士**：そうですね。ストーリーをある程度語った後に、これからこういうことが行われますという、見出しを簡単に出すような形で、例えば、気づいていらっしまったように、御家族の方のお話がこれからありますとか、それから彼の反省している態度を聞いてくださいとか、そのあたりの説明は冒頭陳述のあたりで、意識して分かっていただけのように出したかと思うんですけども、これがその後、実際に話を聞いていく中ではどのくらい参考になったかという点なども関連して教えていただけたらなと思います。

**司会者**：なるほど、結論として執行猶予を求めたいんだな、そのために奥さんもお母さんも来られてるんだな。これはお分かりになる。それよりも、あれですかね、これから先被告人に話を聞いたり、まあ、御家族への証人尋問も含めてですかね。ここがポイントだ、執行猶予かどうかということが問題なんだなということが最初に分かったことが役に立ちましたかということなんですね。

**川上弁護士**：そうですね。もう少し突っ込んで言うと、どんな今心情で過ごしていらっしゃるか、注意して聞いてくださいですかですね、具体的に彼がどんなことを語るか聞いてくださいですか、そのあたりのガイダンスもしようとは試みた冒頭陳述になっているかと思います。

**司会者**：それで被告人の話を聞くときなどに、冒頭陳述で弁護人がおっしまったことは役に立ちましたでしょうか、こういう御質問、どうでしょう。

**裁判員経験者 1**：十分伝わりました。特に、奥さんと子供たちのつらさ、生活の中でのつらいことは特に伝わりました。

**司会者：**冒頭陳述が行われたことは役に立ったでしょうかという御質問については、2番さん、どうですか。

**裁判員経験者2：**実際、ペーパー等も見ながら、あとは話を聞きながらなので、率直には伝わったと思っています。やっぱりいろいろ担当したその事件も、被害者の方が来られなかったんで、結構、弁護人の方の言うことは結構重要になったりとかしてたから。

**司会者：**なるほど。3番さん、どうでしょう。

**裁判員経験者3：**そのように思います。

**司会者：**川上先生はたまたまA事件の弁護人でいらっしゃったようですけれども、X事件の弁護人の方からは、やはり同じように冒頭陳述でそこはアピールされたとお聞きになっていらっしゃいますか。

**川上弁護士：**X事件については、まず事実のちょっと争いがあるというところから始めないといけなかったということをお伺いしておりまして、実際にそういう冒頭陳述がなされていたかと思うんですけれども、ちょっと執行猶予か否かという点に関して申し上げますと、具体的にX事件のほうでは執行猶予が問題になるという提起の仕方は恐らくしていなかったかと思うんですね。そういう形での冒頭陳述がなされた際に、どのぐらいの範囲の刑を争うのだろうというイメージを持たれたのかなというところはすごく関心を持っていらっしゃった点でした。

**司会者：**まず1つは、ちょっとだけ争いがあるということが冒頭陳述で明らかになってくるわけですけれども、弁護人としては、それは結局、刑が軽くなる問題なんだということで、そこで冒頭陳述でおっしゃっているはずなんです。それが伝わったでしょうかということ。要するに、言い方を変えますと、被告人がしたことは、検察官が言うほどひどいことじゃないんだよということを弁護人は言いたいんだけど、それが冒頭陳述で伝わったでしょうかということと、それから、最終的には執行猶予を求めたかったんだけど、そこまで言わなかった。そうすると、何も言わずに、これだけ争いがあって、大体は間違

いない。こういう冒頭陳述を聞かれたら，執行猶予なんてとんでもない。どれだけ重い刑になるんだろう。10年だろうか。何かそんなような印象か，それともそんなことは全然，そういうような印象は持たずに，まあ，重いか軽いか問題なんだなあというふうに感じられたか。あるいはちょっと別のまた感じられたか。こんなような質問。どうでしょう。どうぞ，5番さん。

**裁判員経験者5**：罪が重いか軽いかというのは全然意識も，最初に結構余り意識しないで，とりあえず聞いてみるというので聞いていたので，特に検察の方がすごい厳しいことを言っているというイメージはなかったんですけど，ただ，余りにもちょっと言っていることが違うなという印象は持ったのはすごい記憶に残っていて，後から結構判例とか見たりとかしたら，結構検察が言っていることとかの刑の重さはほかの罪とかと比べてもちょっと重いんだとか，そういうのは後から思ったような印象でした。

**司会者**：執行猶予だとか，どうだとか，そんなこともう全然考える余裕がない。こんな感じでしょうかね。

御質問の趣旨としては，執行猶予にしてほしいということを，A事件のほうでは弁護人がおっしゃったわけですね。執行猶予にしてほしいと，冒頭陳述のときにばさっとおっしゃったら，ちょっとその後の証拠調べのときの見方もちょっと変わったなあというふうに思われるか，そこは5番さん。

**裁判員経験者5**：執行猶予。

**司会者**：執行猶予。最終的にはたしか弁論のときに執行猶予にしてほしいと弁護人おっしゃったんだと思うんですけども，冒頭陳述のときにはおっしゃらなかった。最初から執行猶予にしてくれというふうに弁護人がおっしゃっていたら，証拠調べ，被告人の話を聞いたりするときに，ちょっと聞き方が変わったとかということがあったかなあという，そういう質問。

**裁判員経験者5**：そうですね。実際，細かなところの違いだったんで，最初に特に執行猶予の話がなかったので，僕は本当に普通に検察官が言っているようなとおりの刑の重さが妥当なのかなと思いながら聞いてたので，言ったら，結構



開きがあったんやなというのは思ったと思います。

**司会者**：4番さん，どうでしょう。

**裁判員経験者4**：本当に執行猶予というのは最後の最後のお話だったものですか  
ら，それと申し訳ないんですけども，弁護人の方のお声がすごく小さかった  
ので，それは皆さんで戻ってきたときに，ちょっと小さいので，言ってらっし  
やる意味も聞き取りにくいのでというお話はさせていただいたんです。ですか  
ら，ちょっとアピールされるにとしては，余り響かなかったんですけども，は  
い。

**司会者**：まあ，お声の質とか大きさ，それから話し方，そういったテクニッ的  
なことも結構大事なこともかもしれないですね。

**裁判員経験者5**：はい，そうですね。

**司会者**：冒頭陳述に関していかがでしょうか。検察官，弁護士，それから，この  
ようなところで大体よろしいでしょうか。

**吉田検察官**：検察官の吉田のほうからお聞きしたい点として，A事件についても  
X事件についても，検察官の冒頭陳述の内容というのは，必ずしも執行猶予な  
のかどうなのかというところに焦点が当たったような内容にはなっていない  
て，これは検察官の冒頭陳述の性質上，事件の概要といいますか，そういうも  
のを説明しなきゃならないということとも関係があるんですけども。その検  
察官の冒頭陳述を聞いて，今後，どういう点が問題であるのかというのは伝わ  
ったのか，どうなのか。あるいはこの事件はこういう事件なんだということが  
伝わったのか，どうなのか。あるいはちょっと今，先ほど弁護人の先生の声が  
小さかったというようなお話もあったので，検察官の冒頭陳述については，そ  
の点はどうだったのかというようなことをお尋ねできればと思うんですが。

**司会者**：ちょっと司会者の独断で，若干今の御質問の内容を補充して申し上げま  
すと，どんな事件かは起訴状が読み上げられたから分かってるわけじゃないで  
すか。起訴状でどんな事件か分かってて，しかも被告人は大筋間違いないです  
と言ってますから，じゃあ，もうあとは被害者の話聞きゃいいわけですよ。

それを冒頭陳述で検察官はこういうふうにいるとおっしゃいました。これは役に、この検察官の冒頭陳述は役に立ったんでしょうか。どういうふうに役に立ったでしょう。こういったような意味の御質問でもあると理解していいでしょうか。どうでしょう。まず、A事件関係ではどうでしょう。

**裁判員経験者 1**：まあ、検察官はある意味被害者の代弁者でもあるでしょうから、今回、私が経験した裁判の中では、その後被害者がこんなに外出するの怖がっているとか、そういったところを話されてましたので、被害者の立場とか感情というものは十分伝わりました。

あと、声の通りとか、そういったものは全く問題なく、はきはきと、伝わってました。

**司会者**：A事件に関しては、どうでしょう、大体同じ御意見でしょうか。

X事件どうでしたでしょう、検察官の冒頭陳述、役に立ちましたか、こういう御質問です。

**裁判員経験者 5**：僕はもう非常に役に立ったなという印象です。

**司会者**：どういったところがでしょう。

**裁判員経験者 5**：いや、もう、話が聞き取りやすく、被害者の人がいない中で、どれくらいつらい思いをされたかとかというのも伝わってくる。

**司会者**：なるほど。もう冒頭陳述の段階でもどれほどひどい事件かということがよく分かる、そんな冒頭陳述ということでしょうか。

4番さん、いかがでしょう。

**裁判員経験者 4**：私もその意見と同じです。検察官の方というのはすごく趣旨としてもはっきり分かりましたし、それと再びこういうようなこと言っただけでも、しっかり、はっきりおっしゃいましたんで、反対に弁護人の方との対比がすごく鮮明でした。

**司会者**：検察官の方はお声が大変聞き取りやすいという御意見は、ほかの方の意見交換会のときにもたびたび出ましてですね、検察庁は大変そこは恐らく教育なさっているんだなという感じをいつも思っているところでございます。

まあ、今の回答で、検察官、大体よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、もう冒頭陳述はこれぐらいにして、証拠調べ、証拠の中身のところに少し移りたいと思います。

今回は、A事件もX事件も性犯罪事件で、大筋争いが無いということなので、被害者御本人が証人としてお越しにならなかったというのがこの事件の特徴かなと思います。その関係で検察官の方からお聞きになりたいことがありのようです。

**吉田検察官：**今、裁判官がおっしゃったとおり、A事件でもX事件でも、被害者の方の証人尋問というのは行われていないと。ですから、裁判員の皆さんは被害者の方の生の声というのは聞く機会はなかったと。一方、被告人については被告人質問という手続がありますので、生の声を聞くという機会があったと。これがそれぞれの事件の判断に当たって、どのように影響したのかなあということ、影響したのかしないのか、したとしてどういうふうに影響したのかということ、をちょっとお聞かせ願いたいと思っております、特にX事件につきましては、犯行の態様、やり方について若干争いがあった。にもかかわらず、被害者の証人尋問が行われなかったということがどのように影響したのかということについて、お聞かせ願えればなというふうに思います。

**司会者：**ちょっとこの問題、少しナイーブな感じがありまして、何かストレートにお聞きすると、守秘義務に触れてしまいそうな感じなので、まあ、少しそこは、皆さん、やや意識を、ちょっと守秘義務に触れないように、ちょっとお気をつけになって、お話しただければと思うんですが。ですから、今の話は、特にX事件の関係で言いましたら、被害者御本人の話を聞けなかったから、被害者がおっしゃることが本当だという判断はできなかったと、こうおっしゃるとですね、ちょっと大変守秘義務問題になってこようかと思うんです。そういうことをお聞きしたいんじゃなくて、被害者のお話を聞かない状態で評議するというのは大変やりにくかったかと、議論しにくかったかと、そんな観点からちょっとお聞きできればなあと。直接聞きたかったなあということなの

か、いや、まあ、聞かなくても、十分判断はできたと思うということか。どうでしょう。5番さん、いかがでしょう。

**裁判員経験者5**：やっぱりちょっと聞きたかったなというのは正直あるんですけど、聞くのが難しいのは何となく分かるなという感じです。

**司会者**：被害者のお気持ちからすると難しいだろうなと。

**裁判員経験者5**：難しいだろうなというのはあるんで、やっぱり検察官の方とか、代弁者というか、そういうのはかなり耳を傾けるじゃないですけど、意識して、来てない、その場にはいない方のことだと意識して。

**司会者**：4番さん、どうでしたでしょう。

**裁判員経験者4**：できたらお話は直接お聞きしたりはしたかったんですけども、ただ、直接お聞きしたところで本当に2人の話が合うのかどうかというのは分からなくて、日常じゃないことが起こっているわけですから、記憶の思い違いみたいなものもあるだろうという話はしました。最終的にはそこに落ちつきました。

**司会者**：だから、そこが恐らく検察官も懸念される場所なんだと思うんです。被告人の話と被害者の話は食い違っているわけですから、どちらかが記憶違いをしているか、あるいはうそをついているか、何か理由がある、食い違うからには何か理由があるんですよね。そこが御本人に来てもらって話してもらった方が皆さんとしては、どっちが言っていることが本当か。あるいは誰が記憶違いをしているのかということが比較的分かりやすいのか。それともまあ、今回のように、調書だけを見ていただいても、まあ、そういうところの分かりやすさは大して変わらないのか。そこをちょっと懸念されているんだろうなと思います。

4番さんとしては、やっぱり来てもらった方がいいけれども、そんなに大差があったのかどうかは分からない。そんな感じなんでしょう。

**裁判員経験者4**：そうですね。それからいろいろ考えてみたんですけども、自分の、こういうことではなくて、別のことに置きかえても、とっさに起きたこ

とというのは案外覚えていないものだというのが分かりましたので、来ていただいて、本当にそれが、おっしゃることが正しいかどうかというのは分からなかったんだというのは改めて思いました。

**司会者：**なるほど。そうですね。来ていただいて、話をしていただいても、やっぱり分からないものは分からないのかもしれませんがね。

対して、A事件のほうは、もう本当に刑だけということですので、まあ、おっしゃっている出来事自体はもう調書でおっしゃるにしろ、法廷でおっしゃるにしろ同じことをおっしゃるんだと思うんですけども、刑を決める上での参考、参考というか、材料という意味ではどうお感じでしたでしょうか。被害者がお越しにならないということについて、1番さん、どうですか。

**裁判員経験者1：**こちらは、犯行自体については、防犯カメラがありましたんで、やったことについては簡単に分かる、理解できたんですけども、ですので、被害者の方に来ていただく必要もないのはないんですが、もし許せるものならば来ていただいて、直接自分の声で、その後、自分がどれだけ精神的苦痛を感じていたのかとか、そういったことを、自分の口から直接言えば、ひょっとしたら判決が変わっていたかもしれません。

**司会者：**ありがとうございます。2番さん、いかがですか。

**裁判員経験者2：**来てもらって、話を聞いたほうが、僕としてももっと考えられたんじゃないだろうかというのもあるんですけど、やっぱりいてもらうのと、ここへ来てもらうのと、来てないのじゃちょっと考え方も変わるんで、やっぱり話はあのとき聞いたかったなというのは、正直なところですね。

**司会者：**ありがとうございます。3番さん、いかがですか。

**裁判員経験者3：**そうですね、お見えになった方がもしかしたら違った結論が出ていたかもしれないなど、私も思います。ですけど、同じ女性として、多分、そこに立つことはとても勇気の要ることで、難しいことだったろうなと思います。

**川上弁護士：**共通するところで、今のお話ですと、処罰感情ですね。つらいお気

持ちの部分だとかは、調書を作られた段階から、その後の変化、例えば謝罪文ですとか、弁償などの活動に変化しているところもあるかと思うんですけども、その辺りは何か考慮されたこととかはございますか。

**司会者：**調書ではこういうふうに厳しいことをおっしゃっているけれども、その後、被告人からの謝罪文が届いたとか、それから、これはお金の支払いもあったんですけど、今回。

**川上弁護士：**X事件については、1名についてはあったかと。

**司会者：**X事件について1名あったと、そういう状況。

**川上弁護士：**はい。

**司会者：**そういうことによって、被害者のお気持ちが変わっていないかということとを聞きたくなかったかということ。

**川上弁護士：**そうですね。はい。

**司会者：**どうでしょうか。5番さん、どうでしょう。

**裁判員経験者5：**聞きたかったです。今、言われた・・・そんなに思っていないなっている。

**司会者：**ああ、なるほど、なるほど。今、弁護人が、川上先生がおっしゃったような意味では、そんなことまでは余り聞かなくてもいいということですかね。4番さん、どうですか。

**裁判員経験者4：**たしか、お一人が示談でしたですかね。になったというのはお聞きしたんですけども、でも、その方は気分的には、それでお金はもらったけれども、許しているわけではないということをおっしゃったんで、はい、そこで改めて、そういうお金のことを反省しても、別は別なのだなということはよく分かりました。

**川上弁護士：**済みません、もう少しだけ。A事件については、その後、少し対応はやわらかくなってきて、当初、拒否されていた謝罪文の受け取りができたという事実経過もあったんですけども、その差は、調書に書かれているときの処罰感情より和らいでいるのではないかという方向では少し検討されたこと

はあったのかの点だけお聞かせ願えたらと思います。

**司会者：**まあ，結論として執行猶予の，ですね，A事件。ちょっとそのところというのは，一つポイントだと思います。そうだとすると，直接本人からその意思も聞きたかった。そういったところはどうでしょう。

**裁判員経験者1：**正直言いますと，謝罪文を書く，書かないというのは，余り，僕には響いてないんですよ。というのも，謝罪文なんて，まあ，書いておけば，量刑も軽くなるだろうという計算ぐらい簡単に働きますので。と思います。

**司会者：**2番さん，どうでしょう。

**裁判員経験者2：**1番さんと一緒に，あんまりそこに関して，ポイントとしては余り重点としてはなかったかなという感じですね。もっと違うポイントとか観点からこの結果になっていると思います。

**司会者：**なるほど。3番さんもそういうことでしょうか。

**裁判員経験者3：**そうですね。そのように思いますね。それを受け取ったからといって読んでいるとは限りませんし。

**司会者：**川上先生，ここはちょっと残念ながら，そういう御意見だということで・・・。

**川上弁護士：**はい。

**司会者：**川上先生の方からはあれですね，X事件について，ちょっと今回は認知行動療法に関する立証があったということなんですかね。この辺についてちょっとお聞きになりたいということのようですけど，少し補足していただけますか。

**川上弁護士：**4番さん，5番さんの事件では，弁護側から，認知行動療法という手法で，今後治療を行っていくということが，再犯を防止するための事情として出されていたかと思うんですけれども，恐らく書面で説明などがなされたかと思うんですけれども，こういった方法でその方法が効果的であるとか，効果を期待できるというところが理解できたかという点をお聞かせ願いたいと思

ます。

**司会者：**これ，わいせつ事犯で，しかも繰り返していますので，こんなこと二度とせんように，性衝動，性的な衝動を抑制してもらわなきゃいけない，こういう観点だと思うんですね。そのためには治療という観点が必要で，専門家の指導による，まあ，認知行動療法などという名前のついた治療が必要なんじゃないかと，こういう御主張，立証があったという，それがどうでしたでしょう，響きましたか，こういうこと。4番さん，どうでしょう。

**裁判員経験者4：**確かにそういうお話，お聞きしたんですけども，私はその点に関してはちょっと疑問に思っているんです。そういうことで，治療ということで受けたのはいいんですけど，それは一生続くものなのか，ある程度の経過を見て，そこで終わるのか，そしたら，その後はどうなるのかというのがすごく不安になりました。

**司会者：**あんまり期待できないといったような印象を持たれた。

**裁判員経験者4：**そうですね，はい。

**司会者：**5番さん。

**裁判員経験者5：**説明のときはそういうのがあるんだなというのは思ったんですけど，率直に，ちょっと甘いなあというような印象をすごい受けた瞬間だったかなという話でした，そのときは。

**司会者：**甘いというのは，誰が甘いという。

**裁判員経験者5：**やっぱり罪が罪だけに，やっぱりけがも負わせているわけで，それで逆に治療という形になるというのは，それがだめというわけじゃないんですけど，今回の件に関しては，やっぱりそれ相応の罪は犯してるんだなという。

**司会者：**それ相応の罰を受けてもらわなきゃいけない事件なんだということですかね。

お医者さんが証人として来られて，こういう治療をしたら改善できますというような話をなさると，実際にこの事件ではどうもそういうことをせずに，



恐らく文献か何かなんでしょうかね、で、立証された。本か何かで立証されたんじゃないですかね。そういうのとでは大分違うと思います。4番さん、どうでしょう。

**裁判員経験者4**：そうですね。それはあくまでも一般的な話で、万人の話であって、その人がそれで大丈夫なのかというのは別の話だと思いますけど。

**司会者**：じゃあ、この問題、この程度でいかがですか。

あと証拠調べとしては、被告人質問、今回の事件はどちらの事件も被告人質問が恐らく証拠調べの中で一番時間を使ったところ、恐らく主戦場だったろうと思うんですが、弁護人としてのお立場からも、被告人に何をどう語らせるかは、一番この事件の、恐らく力を注がれたところだと思います。この点について、お聞きになりたいことを教えていただけますか。

**川上弁護士**：いよいよ本人が言葉を述べるという場面だと思いますので、幾つかちょっとお聞きしたいことがあるんですけど、まず聞きたかった点ですね。これをしゃべってほしいという点がどういう点だったかということ。それがきちんと語られたのかということですね。それから反省の気持ちとか更生する可能性があるかというのは、どんな点から印象をとられたかということなどを教えていただきたいと思います。

**司会者**：御自分が刑を考える上で、被告人から聞いておきたいこと、聞いておきたいと、まあ、後々思ったことを、ちゃんと弁護人は全部聞いていましたでしょうか。それから、被告人の反省、更生、そういうことがちゃんと伝わったでしょうか、どういうところで伝わりましたか。こういう御質問です。これ1番さんからお伺いします。

**裁判員経験者1**：こちら、被告人Aのほうはずっと泣いてましたんで、それと弁護人から日頃の生活態度についての紹介があったんですけども、それと日頃は真面目に働いていると、いい父親であるということから、それと、あとずうっと泣きながら後悔と反省とをずっと述べてましたので、僕は被告人の態度そのものから感じ取りました。

**司会者：**2番さん，いかがでしょう。

**裁判員経験者2：**多分，こちら側の案件については，経験者の方々もみんな一緒に考え方になるとは思いますね。結構，泣いているのが上からでも見えてたんで，皆さん，同じような考え方とか意見，感じ方にはなるとは思いますね。

**司会者：**御質問の一番お聞きになりたいことは，弁護人がちゃんとそういう被告人の皆さんに見せたい部分をちゃんと引き出せてましたかねと，こういう，上手にやっていたかとか，簡単に言えばですね。そういう御質問なんだと思うんですけども。ちょっと難しいでしょうかね。

**裁判員経験者1：**そういう意味では上手に，言い方悪いけど，泣かせるように持っていったのかなあと。

**司会者：**成功していた。3番さん，いかがですか。

**裁判員経験者3：**最初から泣かれるとね，何だ，この人はと，最初思いましたけど。最初に泣きで落としていくのかなあみたいな，ええ，みたいな，だから泣けばいいというものではないなと，最初思いましたけどね。でも，反省の言葉なども出るのは本当に反省しているんだろうなあというのは見ていて思いますので，ですけども，最初から泣けばいいというものではないような気がします。

**司会者：**なるほど。そこは同じ被告人の態度について，ちょっと1番さんと，少し評価違うんですね。

4番さんの事件のほうではどうでした。

**裁判員経験者4：**目の前に立っていらっしゃる被告人を見て，ああ，こういう若い人なんだと思ったんですけども，そのときはなぜか弁護人の方のいろんな日々の説明，お仕事とかストレスとか，そういうのをお聞きして，そのときだけは，すごくそこが心にしみましたんで，確かに，ああ，そうなんだというのがよく分かりました。

**司会者：**なるほど。被告人の日常生活について，弁護人がよく，うまく質問して引き出していたと。

**裁判員経験者 4**：そうです。だから，そういうストレスなんだというのはすごく分かりました。

**司会者**：なるほど。5番さんいかがでしょう。

**裁判員経験者 5**：僕もそこは同じで，すごいこう，本人がどれだけつらかったかとかいうのはすごい引き出せてたのかなあとあって，原因もこういうことが原因でしたというのも，本人が，口で言わせるということをしていたので，ああ，こう，何か周りがこうだったじゃないのじゃなくて，本人がそうだったというのを言っていたんで，それがすごい伝わりました。

**司会者**：被告人質問は大変良かったと，皆さんの評価のようです。

ちょっとここで，被告人の話だけじゃなくて，家族の話についてもちょっとお伺いしたいと思います。

A事件もX事件も，どちらも被告人の奥さんか親御さん，どちらか出てこられて証人尋問が行われたと思います。これをお聞きになって，こういう御家族の方のお話というのは，最終的に刑を決める上で役に立ちましたでしょうか。どんなふうに役に立ちましたでしょうかということなんですけど，どうでしょう。ちょっと思い出していただいて。

**裁判員経験者 1**：こちらの奥さんは非常にまだ若い方でして，子供も3人で，3人ともまだ小さかったんで，その辺の話を聞かされると，被告人を擁護するつもりは全くないんですけども，その家族のことが一番に思うようになりましたね。はい，以上です。

**司会者**：効果があったということですね。

**裁判員経験者 1**：効果ありました，はい。

**司会者**：2番さん，どうですか。

**裁判員経験者 2**：もう全部同じですね。結構，泣いてはったんで，家族の方も泣いてはったんで，やっぱり話を聞いたりとかすると，効果あったかなと思います。

**司会者**：3番さん，いかがでしょう。

**裁判員経験者 3**：子供さんの手紙というのがありましてね。それがやっぱりね，子供に罪はないですし，子供，やっぱり子供のことが一番心にとどまりますよね。

**司会者**：A事件の方は被害者が1人だけで，しかも大分偶発的というか，何かあれですね，飲み会の帰りに酔っばらって，通りかかった女性に襲いかかってしまったと，そんな事件で。非常に突発的な事件だったということで，まあ，強制わいせつ致傷と，重い犯罪ではあるんですが，被告人の反省や更生の可能性が刑を決める上で大きなウエートを占めると，こういう状況だったんでしょうかね。で，そういう状況で，いい被告人質問，いい情状証人だったと，こういうことですよね。

X事件の方は必ずしもそういう事件ではないようで，御家族の証人尋問について，どう役に立ちましたでしょうか，どうでしょうか。4番さん。

**裁判員経験者 4**：裁判のときに，最初から傍聴席の一番前に座っていらっしやっただんで，最初お母さんって知らなかったんですけれども，私ども裁判員の中で，きっとあの人がお母さんなんだねって，一番前に，一番真ん中に最初から座っているからというのがあったんです。で，お母さんの証人というんですか，で，お話をお聞きしましたところ，お母さんもこれから責任を持って一緒に住んでというお話をされて，ちょっとは響いたんですけれども，でも，最終的にお母さんも大変な生活をされている方なので，結局，やっぱり自分で立ち直るしかないのかなと思ったんです。だから，全然役に立たないとかそういうことではなかったんですけれども，最終的には，お母さんはお母さん，自分は自分ということのを思いました。

**司会者**：5番さんいかがですか。

**裁判員経験者 5**：僕もお母さんが出てきたときはちょっとうっと来て，やっぱり親がどう思っているとか，自分も原因だったんじゃないかとかという話は絶対に聞いてよかったなと思うところでした。

**司会者**：ありがとうございました。

村越さんから何か質問ありますか。

**村越裁判官**：証拠調べの中で、こういう情状関係が問題になる事件では、弁護人の方からよく被告人の反省文だとか、あとは被害者への謝罪文というもの、結果的に先ほどのように、受け取られた場合と受け取られなかった場合、いろいろあるんですが、こういったものが証拠請求されることがある。先ほどの話だと、なかなかこんなのがちょっと書こうと思ったら書けるのでみたいな話もあったんですけども、弁護人さんの方でもいろいろ考えられて、被告人の方の証拠請求としてそういったものを作成されることも結構多いものですから、ああいったものについては、皆さん、率直にどのようにお考えでしょうか。また、逆に本当に量刑を決める上で意味がないとしても、それを書くことに意味があるというような考えもあるかもしれませんし、そのあたりについて、どなたでも結構なんですけれども、御意見をお聞かせいただければ、弁護人も参考になるかなと思います。

**司会者**：A事件では反省文の朗読ってあったんですか。

**川上弁護士**：送付した謝罪文を読み上げました。

**司会者**：法廷で朗読した。

**川上弁護士**：はい。

**司会者**：これは、謝罪文を送ったという事実は別に被告人がしゃべればいいわけですね、謝罪文を書いて送りましたと。そうじゃなくて、こんな内容の謝罪文を被告人が書きましたというのを法廷で朗読した。それについてどうです、どう評価しますか。どうですか。

**裁判員経験者1**：先ほども申しあげましたけれども、全く響いてないんです。だから、今回は被告人Aはずうっと泣きっ放しでという態度でしたけども、もしそういう反省の色が見えないような場合でしたら、立派な反省文を書けば書くほどこちらの方は白けてくるだろうと。

**司会者**：思われると。

**裁判員経験者1**：はい。

**司会者：**1番さん，そういうお考え，お感じになったと。2番さん，どうお感じになりましたか。

**裁判員経験者2：**正直，書かなかつたら書かなかつたで，こっちは響かないだけで，でも書いたからといって，何か，じゃあ，軽くしようとか，そういうのは全然なかったんで。まあ，ないと多分，もうちょっと厳しいことになってたのかなって，今，思っていますけど，でも書いているからといって，そんな自分自身が響いたとは思っていません。

**司会者：**1番さんの御意見と近い。少しは意味があるかなぐらいの感じの御意見でしょうか。3番さんどうでしょう。

**裁判員経験者3：**そうですね。私も別に手紙を書いたからといって，すごいんだなとは思わないですね。何となく，まあ，書かないよりは書いての方が印象はいいのかなとは思いますが。でも，受け取る側の問題なので，それを私たちが判断の対象には余り私はしませんでした。

**司会者：**X事件は反省文とかそういうのはなかったですね。

**裁判員経験者4：**ないですね。

**司会者：**よろしいでしょうか。

じゃあ，このあたりでちょっと休憩を挟みましょうか。4時5分まで休憩とさせていただきます。そして論告弁論に移る予定です。

(休憩)

**司会者：**では，お願いいたします。後半部分。

証拠の取り調べのところまで御意見を伺ってまいりましたけども，次は論告と弁論を少しお伺いしたいなと思います。

これ，ちょっと検察官の方からお聞きいただければ。

**吉田検察官：**論告においては，検察官からの求刑というのが最後にありまして，具体的な年数を示して，こういう刑に処してもらいたいという意見が述べられるわけですが，検察官としましては，この求刑の根拠といえますか，なぜこの

求刑になったんだということをどうやって説明するのかということについて、毎回頭を悩ませているわけですがけれども、今回のA事件とX事件の検察官の求刑の説明について。まず、そもそも検察官の求刑で具体的な年数を聞いて、それをどのように感じられたのか。納得できるものだったのか、どうなのかという点と、それと、検察官が求刑の根拠といいますか、説明した内容が十分だったのか、不十分だったのか。不十分だったとして、さらにどのような情報が示されれば、納得できるものになったのかというようなことについて感じられたことを聞かせていただければなあと思います。

**司会者：**今回の事件は、A事件もX事件も執行猶予かどうかというところを弁護人は最大の論点として位置づけられたようですがけれども、検察官の求刑を見ますとちょっと違っております。A事件のほうは求刑は懲役4年という求刑。X事件のほうは7年という求刑、こういう状況です。特にX事件の方は求刑は7年、弁護人の御意見は執行猶予と、随分と差が、状況があったようです。このような論告、それから弁護人の意見を聞かれて、どう受けとめられたか。また、その求刑の根拠の説明は十分だったか、何が足りなかったか、こういうような御質問です。4番さん、どうですか。X事件のほう、どうでしたでしょうか。

**裁判員経験者4：**7年と、それと執行猶予、この幅が余りにも大きいのでびっくりしましたけれども、それと確かに検察側の方の論告メモをずっとお聞きして、確かになるほどとは思ったんですが、最終的に懲役7年というのはどうなんだろうと思って、なおかつ弁護人さんのその執行猶予というのを聞いて余計に分からなくなりました。その余りにも幅が広過ぎて、それが正直な感想でした。

**司会者：**広過ぎるといのは、どっちがおっしゃることも根拠がないというイメージですか。

**裁判員経験者4：**根拠はまあ、まあ、分かるんですけれども、ただ、同じこのことに対して、そんなに広がるものなのかなと思ったんです。確かに7年という

のは、素人考えでも7年は長いなというのは思いました。

**司会者：**5番さん，どうですか。

**裁判員経験者5：**すごい，7年って聞いたときは，これぐらいしないといけないんだなあっていう印象で，これが妥当なのかどうかとかいうのが，説明を聞いていたときにはすごい納得はしてたんですけど，これが7年というのが，妥当なところなのかというのはこのときにはまだ全然分かってなくて，本当に判例とか聞いた後，やっと大体の妥当なところというのを自分らのレベルで分かるようになったかなという印象です。

**司会者：**なるほど。前提としてあれですね，このX事件の論告では，7年という求刑をなさる理由として，過去の量刑をデータベースで調べたらこうなりますというようなお話はなかった，こういうことでございますね，X事件。論告ではおっしゃってなくて，終わった後，評議室で裁判官から見せられたと，こういうことですね。

A事件の方はどうでございますか。

**裁判員経験者1：**こちらは懲役4年やったんですけど，僕はそれ聞いたときに，正直重いなと思いました。被害者の方とか，その被害者の身内の方に対してはちょっと失礼な言い方かもしれませんが，行われた内容からすると，4年というのは，はなから執行猶予はつけないぞという刑なので，それはちょっと重過ぎるんじゃないかと。もしそれを主張するんであれば，やっぱり被害者，本人に出していただいて，生の声を聞きたかったなというところですよ。

**司会者：**2番さん，いかがですか。

**裁判員経験者2：**僕も同じような意見ですね。これを見て，紙を見させてもらって，懲役4年を見たときに，内容から，聞いてきた内容と，文面見ても重いんじゃないかなというのは思っていました。防犯カメラの映像とかもいろいろ証拠は見させてもらった上でもやっぱり重いんじゃないかなと思ってました。でも，逆に軽くするとは思わなかったのでも，まあ，誤差かなと。少し減らすくらいなんじゃないかなという感じでしたね。



**司会者**：3番さん，どうですか。

**裁判員経験者3**：懲役4年は，ちょっと私はよく分からないんですけども，やったことだけを見れば，私はこんなもんなんかなあ。多分，女性だからかもしれないんですけど，こんなもんなんかなあとは思ったんですね。でも，判例なんかを見せてもらおうと，またちょっと違うかなあという，何か，悩みどころというのが本音ですかね。

**司会者**：なるほど。A事件に関してもあれなんですね，検察官は過去の量刑がこうなっているから懲役4年なんですよと，そういう言い方はしていないんですね。終わってから評議室で初めて過去の量刑資料を御覧になったと，こういう段取りでしたかね。

検察官から今の御意見に関して，何かございますでしょうか。

**吉田検察官**：何が，どんな事情を検察官として示せば求刑を，何というか，説得的にといいますかね，論証できるかというところで，今，量刑資料を見てやっと納得できたというようなお話があったかと思うんですが，何かその量刑資料ということ以外に何か御意見というか，ある方がおられればお聞かせ願いたいなと思います。

**司会者**：量刑資料の他に何か論告で求刑の根拠としてこうこうこうだから何年なんだ。そういう言い方をして説得力のあることはないのかと，そういう御質問です。どうですか。

**裁判員経験者1**：被害者の方が事件に遭われた後，生活がどう変わったか，変な話，人生すら変わる人もいてると思うんですよね。そういったところを具体的に示してもらえればいいのかと思います。

**司会者**：ちょっと論告で，被害の中身が余り具体的に指摘されたなかったと，こんな感じですよ。ペーパーを見ますと，現在も被害に遭ったときの恐怖を忘れられず，おびえて生活しているとか，被害に遭った後，2週間ぐらいは仕事を休んだ，精神的苦痛は大きいとか書いてあるんですけども，ちょっと抽象的だと，こういう御指摘なんですか。

他にございますでしょうか。4番さん、ございませんか。

**裁判員経験者4**：確かにおっしゃるとおり、何か具体的なというのが分かりづらいんですけども、それと何がとおっしゃっていただいたんですけども、もともと私たち何の素養もない素人なんで、何がとおっしゃられても、そのあたりが何がというのが言えないんですけど。

**司会者**：どうぞ、村越裁判官。

**村越裁判官**：今お聞きしてしまして、私の裁判員裁判の経験の中でも同じような感想をお持ちの方をいっぱいこれまで拝見してますので、なるほどなと思いつながら聞いておりました。検察官の論告、両方ともお見かけしていますと、その情状関係ということで、この辺を重視してほしいということを述べられています。その点については何か、先ほどお話聞いていますと、皆さん、割合なるほどなということで、胸に落ちるようなイメージがある。いざ、求刑ということになると、ということなので、何年という形で出てきて、そこの部分のつながりで少しギャップを感じられる。で、ただ、翻って、この事件の重さを考えてみると、そんなもんかなと思ったり、ちょっと重いなと思ったりという感想をお持ちになって、最後、評議室で評議になったときに、いろんなその量刑資料のようなもの、こういうものを見て、だんだんと考えてやろう、より深めて考えていく、恐らくこのような流れになると思うんですけど。やはりあれなんですかね。検察官が今お聞きになりたいことは、求刑に行くところの前に、やっぱりもう少し何か数値を言うときのイメージできるもの、すっと落ちるもの、そういうようなものがやっぱりあった方がいいんじゃないかと、こういうような感じなんですかね。

**裁判員経験者4**：そうですね。それがプロの方とかそういう方でしたら違うんですけど、何せ、私はもう、さっきのお話ではないですけども、午前中に来て、お昼からいきなりその事件の裁判にかかわって、まあ、いろいろと日常じゃないことに巻き込まれてといったら失礼ですけども、何日か過ごしてきていますので、もともとは素人なんで、やっぱりその辺はちょっと分かりづら

いとか、つながりにくいところとか、気持ち的にはあったんですね。

**司会者：** 検察官，吉田検事の御質問が，何をイメージして聞かれたんだというのが，ちょっと分かりにくい。

**吉田検察官：** 4番の方がおっしゃったところですね。まさに，何というか，素人の，素人というか，法律の素養のない方が入るので，判断するので，具体的に何を示したらいいのかということ自体が分からないというお話も含めて，貴重な意見だというふうに思って聞いていたんですけど。これについては，具体的に検察官として，じゃあ，何を示せばいいのかということについて明確な答えは確かに持っているという，現時点でですね，持っているというわけではなくて，検察官としても検討していかなきゃならない課題だというふうに思っています，なので，ちょっと私の聞き方も抽象的なものにならざるを得なかったんですが，何か，1番さんの方はもうちょっと被害者の方の具体的な生活なり，何なりで，事件前と事件後で変化があったことを具体的に示してもらえれば何か一つ材料になるんじゃないかというようなことをお示ししていただいたんですけど，何というか，検察官としても何かその，もし実際裁判員として経験された方で，何かアイデアといったら何なんですけれども，そういうようなものをお持ちの方がおられれば，それをお尋ねしたいなという趣旨も含めた質問だったんです。なかなか具体的な数値の根拠ということであると，量刑資料ということは一つの方法だと思いますし，なかなか確かにそれ以外に，じゃあ，何があるのかと言われると難しいんだろうなというふうには，検察官としても思っています。それをどう根拠づけていくのかというのは，今後の課題だなというふうに感じています。ちょっと今。

**司会者：** そこどうなんでしょうね。皆さんの感覚として，求刑を検察官がおっしゃるには，過去の量刑はこうなっていますという御紹介が，この求刑の前にくっついているのが当然あるべきだという感じなのか。いや，それはちょっとそうでもないということなのか。それはどうなんでしょう。

**裁判員経験者 1：** 量刑というのは過去の判例ということですよ。それを出して

きて、だからこうだというのであれば、裁判員なんて要らないと思うんですよ。だから起こった事件を一般の方がどう思いますかというのが我々の役目としますので。だから僕さっきも言いましたように、被害者の人がどれだけ怖い思いをしたのかというところを示してもらったほうが、裁判員としては考えやすいんじゃないかと。数字論で我々絶対言えないんで、と思います。

**司会者：**検察官から過去の数字を出すというのは、それはちょっと違くと、こういう御意見ですね。この点はどうでしょう、2番さんどうでしょう。

**裁判員経験者2：**まあ、一つは、1番さんが言われたように、被害者の方の生活がどう変わったかというのを説明なりがあったらいいと思いますし、逆に、判例を言ってしまったら、もう、法廷を出て評議室に戻らないと、その画面というか、説明を受けないので、あの場で資料なり、全部を見せてもらっていたら、もうちょっと私も考え方が出てきたりとか、質問、この質問したいというのが出てきたりとかするのかなと思いますし、検察側と逆に弁護側がこれぐらいという結論を示すのであれば、もうこうだからこうというぐらいのやつを言ってもらった方がいいのかなと思います。その後の評議で、やっと、でも今回はこうだから、もうちょっとこうなんじゃないという意見になるのかなというのは思います。

**司会者：**もっと早い段階でということもおっしゃったんですけども。

**裁判員経験者2：**そうですね。

**司会者：**質問ができるとおっしゃいましたので、被告人質問よりも前にという意味。

**裁判員経験者2：**法廷の、最後に求刑のところで、いきなり4年とか、Xについては7年とか言われるのであれば、その前に大体これぐらいの前例があって、今回はこういう、今回の事件はこういうことだ、踏まえた上で4年でとか7年と言われるのであれば、こちらもすっとんと落ちるのかなということなんですけども。

**司会者：**そこはちょっと1番さんとちょっと御意見が違って、過去の裁判例は大

体こうなっているから，だから4年なんだとか，だから7年とか，そういうふうに言ってもらったらすっと落ちると，こういう御趣旨ですか。

**裁判員経験者2**：そうですね。言ってもらった方が落ちた後に評議室に入って，もう一回見ながら，全員で今回のことはこう。

**司会者**：今おっしゃったとおりなのかどうかという議論ができる。

**裁判員経験者2**：そうですね。できたら，もうちょっと深いことを話し合えるのかなと思いますし，1番さんが言われていた，被害者の方が来てもらった方がそういうところでもいろんなそういう議論ができるんじゃないかなというのは思います。

**司会者**：今，少し違う御意見でした。3番さんはどうですか。

**裁判員経験者3**：そうですね。この決め方というのが，私たち本当に素人なので，どうしてこの4年というのが決まったのかというのが確かに理解できないので，大体判例を見て決まるんだらうなというぐらいの想像でしかないのですが，確かに，大体こういう判例があってというので，こんなふうになりましたみたいな，何かそういうちょっとしたヒントみたいなものがあつた方が確かに協議しやすいなとは思っています。

**司会者**：4番さん，そこはどういうお考えでしょう。

**裁判員経験者4**：そうですね。判例があつてとおっしゃっていただいたら分かりやすいことは分かりやすいんですが，ただ，評議室に帰って，いろいろ見せていただいたんですけど，この事件の場合は3件ありますので，判例に当てはまるのがないんです。

**司会者**：そうですね。3件してるものなんていう検索できませんもんね。

**裁判員経験者4**：ないんです。1件だけでも7年以上のものもありますし，この事件よりももっとひどい場合も，それよりも，それこそ執行猶予がついているものがあつたりして，ここはみんなで言ったんですけども，かえってそれを見たがために分からなくなったねというのがあつたんです。

**司会者**：なるほど。過去の裁判例を見たら，すっと理解できるというもんじゃな

い。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：見れば見るほど分からなくなるというのはある。

**裁判員経験者 5**：何ですかね，求刑を，僕らの事件なんかすごい検察側と弁護側の求めている刑が全然違ったので，結構，何というんですかね，重いのか軽いのかというのを，正直あんまり分からないというか，なので，結構7年と言われたときに，で，片や執行猶予とかなったときに，どれぐらいの，やっぱり位置にあるのかというのが，僕らがそのときに大体これぐらいと言っているのが実際世の中でどれぐらいの位置にあるような罪の重さなのかというのがこのときはまだイメージができていなかったんで，何か判例があるからといって，じゃあ，このあたりでというのを持ちながらやるというわけではないんですけど，実際，これだけやっぱり開きがあると，この人のこの罪はどれぐらいの，やっぱり最低でもどれぐらいの位置なのかというのは知りたいかなというのは，正直なところです。

**司会者**：根拠が必要じゃないかという感じですね。

いろいろな御意見ございますけれども，吉田検事，こういったところでいかがでしょう。

引き続いてですね，その量刑資料の使い方の話に移りたいと思います。

守秘義務に触れない範囲で御紹介いただければと思うんですけども。その論告弁論が終わりました。で，評議室に戻りました。さあ，議論をしましょう。この事件，A事件，X事件，それぞれの裁判長はですね，どんなふうはこの量刑の評議を，刑を決める評議の進行をなさったでしょうか。量刑資料がどう示されたかですね。刑の決め方についての考え方の説明がどこであったか。そういった大まかな流れをちょっと御紹介いただければなと思うんですけど。ちょっと思い出すのが大変かもしれませんので，少し，複数来ていらっしゃるというのが，そこも意味がありまして，ちょっとこの思い出せないところは他の方がフォローしながらみたいなので，A事件はどんな感じで進みましたでし

ようか。

**裁判員経験者 1**：こちらは、割と裁判員全員の意見を満遍なく聞いていただいて、自由闊達に議論できたかなと。要所、要所で過去の判例なんかも示してもらって、非常に分かりやすく進んだとは思いますが。

**司会者**：A事件は今おっしゃいました、過去の裁判例ですね。これは最初に示されたんですか。それともある程度議論が進んだ後なんですか。

**裁判員経験者 1**：議論が進んだ後です。

**司会者**：なるほど。量刑ってこんなふうにして考えるんですよ、例えば、したことの重さが基準になるので、どれほど悪いことをしたかということを中心に考えてくださいとか、何かそんな説明ありませんでした。

**裁判員経験者 3**：どうですかと意見をたくさん求められたような気がします。

**司会者**：しょっぱなまず意見をどんどん聞かれた。意見というのは何年という意見ですか。

**裁判員経験者 3**：何年というのじゃなくて、どんなふうに思いますかみたいな、ああいう、最初はそんな感じだったと思います。

**司会者**：何がポイントだと思いますか、みたいな。

**裁判員経験者 3**：そういう、そう、そんな感じだと思います。

**司会者**：何がポイントかということをもっとみんなで議論して、どんどん意見を出して行って、それから次は過去の資料ですか。

**裁判員経験者 1**：パソコンでいろいろ。

**司会者**：ええ、過去の資料を。

**裁判員経験者 1**：何で、何でと入れていったら、数字を入れていったら、それにニアリーな判例がぱっと出てきて。

**司会者**：なるほど。

**裁判員経験者 1**：こんなもんかな、これが一番近いかなという、そんな感じで。

**司会者**：で、グラフを見て。グラフだけじゃなくて、事例の中身も。

**裁判員経験者 1**：はい、中身も見て。

司会者：中身を見て，比較的近いものを探していくみたいな。

裁判員経験者 1：そうです。

司会者：その後，どうなるんですか。

裁判員経験者 1：どうなるとは。

司会者：その後，何をするんですか。

裁判員経験者 1：我々は執行猶予をつけるか，つけないかという。

司会者：そうか，そうか，そこがポイントですもんね。

裁判員経験者 1：はい。執行猶予をつけるとしたら 3 年未満ということは聞いて  
ましたので，じゃあ。

司会者：引き続き，過去の量刑資料を踏まえて，執行猶予にするかどうかを議論  
しましょうと。

裁判員経験者 1：そうですね。

司会者：そんなような状況ですね。

裁判員経験者 1：そうです。なので，執行猶予が決まったら，じゃあ，何年つけ  
るか，こういう段取りでした。

司会者：執行猶予にするかどうかを決める。あるいは年数を決める上で，何がポ  
イントかという点について，最初，いろいろ意見を議論し合ったということ  
でしたですかね。そこである程度結論出たんですか。何がポイントかっていうの  
は。

例えば，そのやったことが何かすごく悪いせつな，ひどい悪いせつな行為を  
してるから，それがポイントだとか，あるいはよく反省してるから，それがポ  
イントだとか，何かそんなふうに意見が出るんでしょう。

反省しているというのがポイントですねというのを，みんなで合意しましょ  
うとか，そんなのは。

裁判員経験者 1：なかったです。

司会者：そんなのはないんですね。なるほど。じゃあ，ポイントの議論があっ  
て，過去の量刑資料を見て，執行猶予かどうかを議論して，で，評決に入った



と。大体，こんな流れですか。

×事件のほうはどんな感じだったんですか。

**裁判員経験者 4**：大体そういう感じだったんですけれども，ただ，もう8カ月も前のことなので，覚えている範囲で言いますと，なかなか皆さんの議論が弾まなくて，はい。そのうちに裁判長が判例のパソコンで見せていただいたんです。で，ある程度のその判例をもとに，何年というのを決めないと，大きく外れると，どうしてそういうふうになったかという説明が要りますというのを言われたんです。私たちはそれで必死になって，そのパソコンの中の，似たような感じのを見たんですけども，この3件とは合わないんですね。

**司会者**：ええ，同じ事件はないですよ。

**裁判員経験者 4**：同じ事件はないですし，すごく刑も重い軽いがすごくあるの  
で。

**司会者**：結構まちまちだったということですね。

**裁判員経験者 4**：そうです。

**司会者**：現実には。

**裁判員経験者 4**：それで，最終的に執行猶予をつけるかつかないか。

**司会者**：まあまあ，そういう感じですね。

ですから，大きな流れとしては，最初，やっぱり議論があって，何がポイントかといったことを議論した。ただ，余り弾まないという。過去の量刑資料を見て，グラフも御覧になったんだろうと思うんですけど。むしろ今おっしゃったことからすると，1件，1件の事例の中身を見ていかれた。

**裁判員経験者 4**：中身も見ました。

**司会者**：という感じなんですね。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：過去の量刑傾向から，そんなに大きく外れるときは説明ができないとい  
けないという説明が裁判官からあった。執行猶予かどうかということ  
を議論した。こんなような流れですね。

**裁判員経験者 4**：そうですね。結局、その日は決まらなかったんです。で、お休みが2日か3日あって、その後、最終に判決を出す日に、その前にまた評議室ですか。そこで結局は、ということで、そこで決まったんで、すごく時間がなかったことを覚えています。足りなかったという。

**司会者**：なるほど。大分評議に時間が・・・。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：5番さんの記憶でもそんな流れですか。

**裁判員経験者 5**：帰ってからすごく、細かに分かりやすく説明してもらった印象があって、ここここはどっちも言っていること正しいよねというのを、一つ一つ丁寧に見ていくというやり方で、食い違っているところというのも、裁判官とか立って、身ぶり手ぶりで、どっちが自然で、不自然かというのも、実際に見ながらやったのは覚えています。

**司会者**：なるほど。それはあれでしょうね、話が食い違っている部分の、暴力が、どんな暴力だったかという、争いのある部分ですね。その部分の評議、いかがだったんでしょうか。

**川上弁護士**：ちょっと前提として弁論の御感想もお聞きしたいなと思うんですけど。

**司会者**：ああ、そうですね。どうぞ。今の点で伺いましょうか。

**川上弁護士**：X事件についての御質問になりますけれども、今ちょっとお話ししてくださりかけていたところに関連して、被害者の方の供述が信用できるかという御判断をまずなされたという感じだったと思うんですけども、ここに関して、最終的には弁護人の弁論の結論とほぼ同じ結論になっていたかと思うんですけども、その点ですね。まず、こちらとして伺いたいのは、弁論として非常に結論に導くに当たって上手だった点ですとか、分かりやすかった点などを教えていただければと思います。

**司会者**：5番さん、いかがですかね。今の、まあ、裁判官からいろいろとレクチャーもあったようなんですけれども。だけど、まあ、結局は議論して結論を出して

いただいたと。その中で弁論は役に立ったのか、こういう。

**裁判員経験者 5**：弁論が多分，みんなが分かっていないのも，多分，裁判官の人も察していて，結構，身ぶり手ぶりじゃなくて，やっぱり図というか，結構，1枚の紙物で説明して行って，すごい，矢印がばあって出ていた印象で，結構後半のほう，どういう話なのかなというのになっているのも多分分かってはって，もう一回整理しましょうかという意味合いで，身ぶり手ぶりで，こうなって，こうなってというので，ここは不自然だよねとかいうのを，みんなで論議し合っているとところで，それですごいずっと分かりやすかったんで。

**司会者**：これ，図で，矢印でとおっしゃったのは，裁判官が図を書いて矢印を書いてしたと，こういう意味ですか。

**裁判員経験者 5**：いえ，弁護が。

**司会者**：弁護人がですか。

**裁判員経験者 5**：弁護人が法廷で説明するときは，身ぶり手ぶりじゃなくて，図で，こう，ここがこうという説明だったんで，ついていけない。

**司会者**：ついていけない，なるほど。あれですよ，弁論がペーパー，こういう1枚物の箇条書きのペーパーになっているんですけども，実際にはこれじゃなくて，違う図が法廷で示されていたということですね。

**裁判員経験者 5**：そう，分かりやすいという意味で出した図だったんです。

**司会者**：なるほど。あれですかね，パワーポイント画面とか。

**裁判員経験者 5**：そうです。

**司会者**：パワーポイントを使っただけのものだったんで，それで後に残っていないわけですね。なるほど。

**裁判員経験者 5**：そうです。

**司会者**：確かに，パワーポイントは後に残らないので，ついていけなかったら見返せないの，分からなくなっちゃうんですね。ちょっとそんな感じだったということですか。

**裁判員経験者 5**：そうですね。

**司会者：**そうすると，弁論で弁護人がおっしゃったことの中身は結構大事なことをおっしゃっていたんだけど，よく伝わらなかったと，弁論。分かりにくかった。

**裁判員経験者 5：**そうですね。物すごく細かなところの違いとかも，やっぱりどうというか，けがをさせたとかという細かなところというのは，やっぱり最終的に言葉で，例えば左手でこうとかではなくて，やっぱりどう崩れて，どうなってとかというのは口頭ではあったんですけど，実際，やっぱり身ぶり手ぶりでどうなって，ここは不自然とかというのは，やっぱり評議のところに出て，みんな多分分かりやすく，こういう状況でというのはもう一回，弁護人の弁論をもう一回整理する。

**司会者：**整理する作業が必要。

**裁判員経験者 5：**作業が必要になってたのかなと思いました。

**司会者：**4番さんの記憶でもそんな感じですか。どうでしょう。弁護人の弁論はどうだったんでしょう。

**裁判員経験者 4：**そうですね。その言葉とか，その，何というんですか，図ではなかなか分かりづらいところがありました。本当に細かいところが違っていましたので。確かに，5番さんがおっしゃるように，裁判官の方が実際に評議室でしぐさでしてくださったりしていたんですけども，ある程度それで，まあ，こういうことで，確かに違うねとか，そうだねというのは分かったんですけども・・・。

**司会者：**流れとしては，論告，弁論がありました，終わりました，評議室に戻りました。まず，先に，有罪無罪を評議するんでしょうね。この事実がどっちが言ってるとおりなのか。それをまず議論して，その後，刑の議論に移っていくと，こういう順番だったと。これはそういうことで理解でよろしゅうございますか。そこで恐らく，川上先生からの御質問ですかね。事実の評議，ちょっと食い違いがある。あんまり大きな食い違いじゃないようですね。割と小さい食い違い。この小さい食い違いの議論をするときに，これは刑が変わる，これに

よって刑が変わるんだというふうに意識しながら議論をなさいましたか。そういう御趣旨。

**川上弁護士**：はい，そういう点もお聞きしたいと思います。

**司会者**：それはどうだったんでしょう。何のためにこの議論をしてるのかなあとかという，そういった観点はどうでしたでしょう。

**裁判員経験者 4**：刑が変わるとかというものではなかったと思います。ただ，細かいところでちょっと食い違っているのが気になるからということなので，大きくそれによって刑が上下するということではないと思いましたので。

**司会者**：5番さん，どうですか。

**裁判員経験者 5**：最初に，もうやったことは間違いありませんよって，すごい強調されていたので，その記憶違いとかもやっぱりあるので，実際，これ，被告人が言ってること，完全に違うと言い切れるかどうかというところがすごい，そこはすごい考えたところでした。

**司会者**：そこで，被告人が言うとおりののか，被害者が言うとおりののかで，刑が変わるとか変わらないとかという意識はそのときはお持ちだったかどうか，それはどうですか。

**裁判員経験者 5**：でも，最初のころは，細かにやっぱり，言ったらうそをついているというのもあったりもするので，そういうのがあったら，僕は罪は重くなったりはするから，そこは大事なところなのかなとは考えながらやりました。

**司会者**：結局，評議の上でそこが刑と結びつくんだということが，明確にテーマとして意識されていたわけではないけれども，個々の裁判員の方々はそれはそうなんだろうと思ったり，あるいは思わなかったりしながら議論された，そんな感じでしょうかね。

じゃあ，この点はこのあたりでよろしいですか。

評議の，これはあんまり守秘義務に触れるわけにいかないわけですがけれども，評議のあり方について，検察官，弁護人から御質問があたりだと思ってるんで

すけれども。吉田検事からは、どういったこと。

**吉田検察官：**先ほど来，被告人の反省とか更生の可能性とか，その点は証拠調べの中では結構伝わったというような御意見が多かったかと思うんですけど，逆にその被害者側の事情ですね，被害者の処罰感情ですとか，あるいは具体的にどういう，事件後ですね，どういう生活の変化とかがあったのかとか，そういうことについては，評議の中で，まず，その前提として，立証として十分だったのかという点はあるかと思えますけど，評議の点では，重視すべきものだというふうにお感じになられたのか，どうなのかという点についてはいかがでしょう。

**司会者：**中身が2つあるんですけどね。1つは，現在被害者の方が厳しい，処罰してほしいという気持ちを持っていらっしゃるということが，評議，刑を決める上で大きなウエートを持ちましたでしょうかということと。それから，もう1つは，どれほど，実質的な被害に遭われて，どれほどつらい，苦しい思いをされたかということが，評議の上で影響しましたでしょうかということ。それぞれについて，ちゃんと検察官の立証で皆さんに伝わりましたでしょうか。こういうことなのかな。どうですか。5番の方。

**裁判員経験者5：**検察の立証ですか。

**司会者：**まず，被害者の方の，厳しく処罰してほしいというお気持ちは刑を決める議論の中では重いものとしてお考えになりましたか。

**裁判員経験者5：**そうですね。裁判員はまさにそれがあると思うので，それはすごく大事だと。

**司会者：**検察官の立証で，今回は御本人はお越しにならなかったんですけど，伝わりましたでしょうか。

**裁判員経験者5：**もう僕は，本当は本人から聞きたいというのはあるんですけど，でもその代弁じゃないですけど，そのものとして聞いた言葉というのは，もう真剣に耳を傾けて聞いていたので，それで被害者がやっぱり許していないというのは伝わったので，それは・・・。

**司会者：**なるほど。4番さんはどうでしょう。

**裁判員経験者4：**本当はやっぱり被害者の方が来られて直接お聞きしたら、その何倍もやっぱり実感はあると思うんですけれども、ただ、裁判員の方で、同じような年代のお嬢さんを持っていらっしゃるお母さんもいらっしゃるんで、その人のお話を聞いたら、うん、確かに大変なことなんだな、自分の娘がそういうふうになったりとかというのは、すごく強く思いました。

**司会者：**被害者の方の処罰してほしいというお気持ちが刑を決める上で大きなものと、ウエートを占めたという・・・。

**裁判員経験者1：**それは被害者の方の気持ちもそういう立場に皆さん立っていました。僕もそうなんですけども、家族がありますんで、家族があれば、今度逆に加害者側の立場も考えましたし、要は、被害者の立場には十分立って考えたと思います。

**司会者：**2番さん、そこはどうでしょう。

**裁判員経験者2：**評議室に入っても、一番最初の法廷に入るときも、裁判員制度で選ばれた時点で、被害者のことを考えるのは皆さん一緒なので、まあ、実際にちゃんと伝わっているとは思っています。結果もちゃんと両方のことも考えて、でも、やっぱり一番被害者のことを考えて出した答えだったんで、その点についてはやっぱり伝わっているから出ている答えだと思います。

**司会者：**3番さんどうでしょうか。

**裁判員経験者3：**そのとおりだと思います。しっかり考えたものだと思います。

**司会者：**被害者のお気持ちということも評議の上で大きなウエートを占めたということだったかと思いますが、この事件の被告人がしたことの中身について、どれくらい突っ込んで議論されたか少しお伺いできればと思います。例えば、わいせつ行為としてどんなわいせつ行為をしたか。暴力がどんな暴力だったかということについて、過去の量刑資料を御覧になったときに、過去の量刑資料ではこうこうこんなわいせつ行為をしている。こんなわいせつ行為、こんな暴力をしている。それに比べて、今回は軽いとか、いや、もっとひどいとか、

何かそんな議論というのは行われたんでしょうか。それはどうなんでしょう  
か。A事件のほうはどうでした。

**裁判員経験者 1**：うちはそういう議論は行いました。やっぱりもちろん男性もい  
ます。男性は男性の気持ちで物を言いましたし、今回、衝動的ってなってます  
けども、追跡がね、800メートルほどしておりますので、その間はどのよう  
ことを考えていたのかというのは、加害者の気持ちになって考えたつもりで  
す。

**司会者**：過去の量刑資料を御覧になるときも、結構突っ込んで、じゃあ、比べて  
なんていうことも、という感じですか。

**裁判員経験者 1**：はあ、そうですね。

**司会者**：X事件のほう、たしかそうなさったような形でしたね。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：そういうことをしたら余計分からなくなった、そういう話でしたです  
ね。

**裁判員経験者 4**：はい。

**司会者**：川上先生の方から、皆さんに御質問。

**川上弁護士**：ちょっとせっかくなので、また、弁論と絡めてお聞きしたいんです  
けれども、評議に当たって、こういうふうに考えていってくださいねと。特  
に、私の担当した事件で、執行猶予につながっていくには、こういう順番で考  
えていくと、この結論に行くというところもアピールしたいところではありま  
して、配付資料もそのあたりを意識して作ったりはしたんですけれども、ここ  
のまずちょっとガイド機能というのは機能していたのかなというところを少し  
お聞きしたいなと思います。

**司会者**：弁論でということですか。

**川上弁護士**：そうですね。それが実際に行われた評議の中で参照されるなり、反  
映されることがあったかということですね、評議の中身にもかかわってくる  
かもしれませんけれども。



**司会者：**執行猶予へという，その結論に向けて，弁論で，具体的にこうこうこう  
ということだから執行猶予だと，こういうふうに。

**川上弁護士：**そうですね。で，まず考え方としてどう評価するかということ，軽い  
か，重いかというところから入って，で，その後，もう少し幅のある中での  
議論という形でのプレゼンをしたつもりではあるんですけども，これがその  
評議に生かされていたのかなという点をお聞きしたいと思います。

**司会者：**A事件の評議については，弁論のそういう点はいかがでしたか。どうで  
しょう。

**裁判員経験者 1：**検察側からいただいた冒頭陳述メモなんかと比べますと，図な  
んかも多くて，非常に分かりやすいのは事実だと思います。弁護人がどこを主  
張したいか，どこをどう考えてほしいと思っているかというのは十分伝わった  
んじゃないかと思います。

**司会者：**どうですか，2番さん，どうでしょう。

**裁判員経験者 2：**同じような意見ですね。全員見比べてはったんで，多分，皆さ  
ん，大体一緒のことを考えているとは思いますが。まあ，そうですね。

**司会者：**3番さん，どうでしょう。

**裁判員経験者 3：**書いてあることを参考に，多分，皆さんされていたんだと思う  
んですね。検察側と比べているとか，そういうことではなくて，事実と書いて  
あることの違いがなかったりすれば，別に問題ないんだろうなみたいな考え方  
だったんじゃないかなと思うんですよね。

**司会者：**そんなところでよろしいでしょうか。

**川上弁護士：**そうですね，はい。

**司会者：**村越さんから何かありますか。

**村越裁判官：**実際に裁判長が評議の司会をされていると思います。その前までの  
手続についても，折に触れているんな説明をされていたかと思うんです。その  
点についての感想。特に，もうちょっとここはこうして，こういうふうにして  
ほしかったなという，どっちかという辛口の方の話を中心にお伺いしたく

て、何か御自分の事件を振り返って、裁判長に、あそこはこういうふうに説いてほしかったなあと、あるいは説明してほしかったな。あるいは、こういうふうに扱ってほしかったなあとということ、何かございましたら、今後の参考にもなると思いますので、その点お聞かせいただければと思います。

**司会者：**アンケートをお書きいただいているわけですが、アンケートを見てみると、裁判長の説明は分かりやすかった、とてもよく分かった、こういう御意見が非常に多くてですね。そのことを、同じことをお伺いしても意味がないので、いや、ここのところ、もうちょっとこういう説明の仕方してほしかったという辛口の見解はありませんか、こういうことですが、どうでしょう。

**裁判員経験者 1：**辛口と言われたら、うちは裁判長、いい人に当たったのかなと思います。本当、ないんですよ、不満というものが、うちの裁判長に対しては。あくまでも僕の意見ですけどね。うちは本当、上手に進行されたなと。辛口じゃなくて申し訳ないですけども。

**司会者：**2番さん、どうですか。

**裁判員経験者 2：**何もありません。

**司会者：**ない。3番さんもないですか。

**裁判員経験者 3：**本当にはないですね。本当に上手にされたと私も思います。

**司会者：**4番さん、いかがですか。

**裁判員経験者 4：**すごく気を遣ってくださったというのがありありと分かるような裁判長さんと裁判官の方でしたけれども、願わくは、最後のところ、もうちょっと時間があればよかったなという。

**司会者：**評議の時間がちょっと足りなかったという話でしたね。

**裁判員経験者 4：**はい、うちは特に足りなかったと思います。

**司会者：**スケジュール管理の問題ですね。

**裁判員経験者 4：**はい。そのほかはすごく、そんなに気を遣ってくださらなくてもいいのと思うぐらいのことでしたので、かえって申し訳なかったです。

**司会者：**5番さん、どうですか。

**裁判員経験者 5**：待っている間，ちょっと考えていたんですけど，特にないなあという印象です。

**司会者**：村越さん，残念ながら。

ちょっと守秘義務についての御意見も伺わせてもらうんですけども，検察官，川上先生，よろしいでしょうか。はい，どうぞ。

**川上弁護士**：最後，結論が執行猶予つきと，そうでないのというのに分かれたと思うんですけども，何かこう，それぞれの心の中で分水嶺になった部分などあれば教えていただきたい。

**司会者**：それはなかなか，守秘義務に触れずに語ることは非常に難しい問題かなとは思いますが，まあ，一般論として，この事件，何か言えることがあればという程度で。

**川上弁護士**：そうですね。はい，済みません。

**司会者**：A事件で言えることで何かございますか。まあ，先ほど来，おっしゃっていた，かなり被告人がよく反省しているということが伝わったということと，過去の裁判例に照らしてみても，執行猶予でもおかしくなかったということなんですかね。ちょっとこれは私が言うとおりでだめですね。何かございましたら。

**裁判員経験者 1**：とにかく反省の態度が見てとれましたし，あと奥さんとお母さんの証言が，男にはきいたんじゃないかと，女性の方はあんまりちょっと違うかもしれませんけども，ということです。

**司会者**：X事件のほう，どうですか。

**裁判員経験者 4**：執行猶予がつくのと，つかないのとの分水嶺ということなんですけれども，懲役3年だと執行猶予がつくというふうにおっしゃっていただいたんですね。4年だとつかないんですね。そのあたりが3年だと執行猶予つく，でも4年だとつかない。このあたりでかなり考えました。1年違うんですけども。

**司会者**：なるほど。そういうことでよろしいでしょうか。

ちょっと時間ももうなくなってまいりました。守秘義務が課せられているということですが、そこら辺についてはいろいろ議論もあって、自由に話せないというのは大変負担じゃないかという意見もあり、いや、これは大変、やっぱり必要なものだという意見もありという状況かと思います。

簡単に、守秘義務というものについて、あるいはその範囲、広さについて、御意見ございましたら伺えればと思います。1番さん、いかがでしょう。

**裁判員経験者1**：僕、サラリーマンなので、裁判員に参加するに当たって、会社にも報告しますんでね。だから僕が裁判員に選ばれたことを知る人はたくさんいるわけで、やっぱり皆さん興味を持って聞いてきますよ。守秘義務あるからしゃべれませんって、なかなか言えるもんじゃないと思いますね。

**司会者**：なるほど。2番さん。

**裁判員経験者2**：正直、範囲のところに関しては難しいなという。この人にはしゃべっていい、この人にはしゃべったらあかんというのは、どうしてもなかなか判断。

**司会者**：ごめんなさい、範囲と申し上げたのは、これについては話してもいい、これについては話しちゃいけない。その範囲の意味なんです。

**裁判員経験者2**：それについては、それも僕としては難しかったというのは正直な。

**司会者**：ちょっと線引きが、そんなに分かりやすいわけじゃない。そこはちょっと問題だという御意見。3番さん、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：一応、裁判長の方が最後に、このことは言ってもいいですよというふうな説明を最後にされたんですね。だから、一応その範囲だろうなあという理解はしております。

**司会者**：4番さん、守秘義務について御意見をお願いします。

**裁判員経験者4**：最初にも申し上げましたけれども、この裁判員裁判出るに当たって、その当時勤めていたところともめましたので。で、後で守秘義務どうなのというの也被われて、どこまでしゃべっていい、ここからはいいけど、ここが

らはだめというようなこと言われましたので、本当に、この裁判員裁判に出席すること自体、最初から最後まで謎だらけというか。いい経験はさせていただいたんですけども、得るものは大きかったですけど、失うものも大きかったです。

**司会者：**それは守秘義務があることによってちょっと言いにくいと、職場の方という部分があると。

**裁判員経験者 4：**言いにくい部分もありますし、それと裁判員裁判に選ばれれば会社を休まないといけないですね。

**司会者：**それはそうですね。

**裁判員経験者 4：**そしたらそのあたりでいろいろ聞かれるんです。それは言えるんですけども、それに当たってはいろいろやっぱり、快く送り出してくださる会社と、そうでない会社があるんですよ。

**司会者：**でしょうね。

**裁判員経験者 4：**一緒に来られた方は、いい経験だから行っておいでって、ただしその来た書類を会社で回覧して、見せてねと言ってくださったというのを聞いたんですけど、うちはそうではなくて、そんなことはまだやっていたのか。

**司会者：**裁判員裁判、まだやっていたのか。

**裁判員経験者 4：**はい。そんなことはまだやっていたのか、この忙しいのに何を考えてと言われました。で、結局、その会社は居づらくなって辞めました。

あとの守秘義務どうのというのも、ちょっと私にとっては、ここまではお話ししていいけど、そこから先はだめとかという線引きをされると、すごく、やっぱり裁判員裁判に出たということを知っていらっしゃる方は聞かれますよね。その辺が話しづらいことは話しづらいです。

**裁判員経験者 5：**僕は守秘義務は非常に大事なあとと思うところで、自分自身だけの話じゃないですし、世の中いろんな守秘義務があると思うんですけど、ここでの守秘義務というルールはもちろんあるので、ここまでは言っていていいというのはきちんと守るといえるのは絶対大事だなと思って聞いていました。

**司会者：**ありがとうございます。

申し訳ございません。何かもう、ちょっと司会の不手際で、もう時間が来てしまいました。

きょうは争いのない事件における当事者の主張立証と、それから評議を中心に、最後に守秘義務についても含めて御意見を伺ってきたところでございますが、これで議論を、意見交換を終えてよろしいでしょうか。もうよろしゅうございますか。よろしいでしょうか。村越さん、よろしいでしょうか。

そうしましたら、最後に、報道機関の方々、御質問があれば言っていただきたいと思います。

**記者：**きょうは貴重な御意見ありがとうございました。

質問、最初の自己紹介のところで、3番さんと4番さんが正しい判断ができたか自信がないですとか、あと今も悩んでいるというようなお話ありましたが、その不安を解消するには、もう少し時間をかければよかったのか。どうしたらその不安を解消できるのかという点と、あと実際にその守秘義務がある中で相談できる人というのはいるのかどうか、教えてもらえればと思います。

**司会者：**なるほど。3番さんいかがですか。

**裁判員経験者3：**相談というよりも、こういうもんだなあという理解だけですかね。だから、私が下した、下したというか、自分が出した評決が果たして、被告人とかいうのはどうしているだろうなとか、ふと、自分が出したことでその人どういう生き方してるだろうなあとか、ふと時々思ってしまう。

**司会者：**4番さん。

**裁判員経験者4：**3番さんおっしゃったように、私は判決を出した、私だけじゃないですけども、今どうしていらっしゃるかとか、時々やっぱり気になりますし、懲役が何年というふうに出した、もう何年たってるから、で、あとどれぐらいなのかなと、時々思います。

それと、そうですね、相談できる人っていないんですよね。できそうでできないと思っています。

**記者**：追加で，判決が確定しているかどうかはお知りになっているんでしょうか。

**司会者**：これはA事件のほうは御連絡は差し上げてないという状態ですね。きょう，確定したということ，控訴がなかったということ，きょうお教えいただいた，こんな状況です。ごめんなさい，さっき，そう，そういう話は雑談のとき話題になったんです。どうもA事件のほうは控訴もなく確定している模様らしいと。

X事件の方もお聞きになっていないという。

**裁判員経験者4**：聞いていないです。電話で聞くことはできますとは教えていただきましたけれども，その時点では聞けなかったです。

**裁判員経験者5**：電話で。

**司会者**：もう聞かれたんですか。

**裁判員経験者5**：聞きました。

**司会者**：よろしいでしょうか。

**記者**：例えば，聞きたいと思うかどうかというのは，聞きたくないので電話していないということだったんですか。

**司会者**：4番さんはどういうことなんでしょうかね。

**裁判員経験者4**：その当時は聞きたくなかったんです。ただ，今となっては聞いてみたいと思います。

**記者**：ありがとうございました。

**司会者**：ほかにございませんか。

**記者**：ちょっと答えられるかあれなんです，強制わいせつ致傷事件で裁判員裁判，裁判員になったわけですけど，通常，裁判員裁判，一般の人が思い浮かべるのは殺人とか，人の生死にかかわる事件だと思うんですけども，強制わいせつ致傷事件，これが裁判員裁判の対象であるかどうかという認識もまだ世間一般，まだ低いと思うんですけども，これが裁判員裁判，この事件が裁判員裁判の対象であるべきなのか，別にいいんじゃないか。どういう意見かなと思います。

まして。もし答えられたら。

**司会者**：もう、端的にあれですね、性犯罪を裁判員で行うことが是か非かと、こういうことですね。

**記者**：そうですね、はい。

**司会者**：これは御意見があれば。

**記者**：今回の自分の事件について。

**司会者**：この、実際に担当なさって、裁判員にするのがいいか悪いかという、この事件に関して感想を持たれたかと、こういうことですか。

**記者**：そういう意味です。

**司会者**：どうですか。A事件に関してはどうでしょう。

**裁判員経験者1**：僕は通知が来て、現場に来て、初めてこの事件と分かったんですけども、正直、え、この程度でと思ったのが本当の気持ちなんですよ。内容を聞けば聞くほど、こんな、痴漢に毛の生えたようなもんって思ったのは正直なところですよ。

**司会者**：それは余り重い事件じゃないと感じるから、裁判員でなくていいんじゃないか、こう感じた、そういう御趣旨ですね。

**裁判員経験者1**：そう。

**司会者**：そこはちょっと3番さんと御意見違うかもしれないんですけど、3番さんどうですか。

**裁判員経験者3**：よく分からないんですね。結局、確かに重たいからなんでしょうけれども、もしこれが重たいんだったらという。

**司会者**：重いか、軽いかは結構でございます。今の御質問は、裁判員にするのに適しているのかどうか、裁判官だけでしたらいいんじゃないか。そういうどっちの御意見でしょうという、そういう御質問だったんです。

**裁判員経験者3**：これはちょっと分からないですね。呼ばれたから来たみたいなのところですかね。

**司会者**：2番さん、そこ、何か御意見ございますか。御意見があればというこ



と。

**裁判員経験者 2**：今回初めて経験して思ったのは、今回のだけじゃなくて、やるべきじゃないかなとは思いました。まだ全然生きてきた年数低いんで分かりやすいですけど。それこそ重いとか軽いとかじゃなくて、みんなで考えるというのは重要かなというのは思いました。負担はかかるのはかかるんですけども、大切なことかなと思いました。

**司会者**：X事件についてはどうですか。

**裁判員経験者 5**：僕はやるべきなのかなというのは思いました。

**司会者**：4番さん。

**裁判員経験者 4**：正直、この事件でよかったなと思うところもあります。証拠の物なんかで血のついた包丁とか見せられたらかなわんなと思っただけなので。

**司会者**：よろしゅうございますか。じゃあ、御質問よろしいでしょうか。

裁判員の皆さんから、私の方でずっと司会進行してまいりましたので、ちょっと今まで議題とならなかつたけれども、ちょっとこの機会に、この点、意見を言っておきたいという御意見がありましたら、それもおっしゃっていただければと思います。ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

**裁判員経験者 4**：済みません、私はさっきの裁判員裁判まだやっているのと言われたのがすごいショックだったんです。

**司会者**：私もショックですね。

**裁判員経験者 4**：はい。確かに制度が始まったところというのはテレビでもいろいろ見ましたし、新聞でも見たんですけども、最近、そう言われたら、そういうの見ないので、会社の人には悪気はなかったんですけど、忙しい時期だったので、まだそんなことをやっているのかという、疑いのまなざしで言われましたので、それはちょっと。それは私のせいではないんですよね。そこを何とかもうちょっとアピールしていただかないと。

**村越裁判官**：村越ですけど、今おっしゃっているとおり、裁判員制度が始まる前は裁判所もかなり各方面にいろいろ広報したり、説明会を開いたりして、この

制度というものを広く周知しようということを頑張ってきたんですけど、制度が始まってから、どうしてもそういうところが少しなおざりになっていた面はなかったわけじゃないと思っていまして、今後、やはり今の御意見を踏まえて、裁判員制度ということの広報といいますか、こういう制度が今こういうふうにしてやっていますということを、いろんな方面にアピールしていきたいなということを、今、聞いていて本当に強く思いました。御意見ありがとうございます。

**司会者：**これでよろしゅうございますか。

それでは、これにて本日の意見交換会を終了いたします。

裁判員経験者の皆さんには本日は本当にありがとうございました。皆さんからいただいた御意見、これからの裁判員制度、より一層よいものにしていくために使わせていただきます。今後とも、この制度の発展のために御協力いただければ幸いに存じます。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以 上